

今月のテーマ 「死亡後3年以内に確定した退職金」

1. Q 会社員がなくなると、企業から遺族に対して「死亡退職金」が支給される場合がよくありますが、本来は亡くなった人が受け取るはずだった退職金なので相続財産ではないのですか。
- A 被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきだった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与を受け取る場合で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて、相続税の課税対象となります。
2. Q 退職手当金等とは、どういうものを言いますか。また、死亡後3年以内に支給が確定したものは、具体的には、どの時点で確定したものを言いますか。
- A 退職手当金等とは、受け取る名目に関わらず、実質的に被相続人の退職に関わる手当として支給される金品を言います。したがって、現物で支給された場合も含まれます。また、死亡後3年以内に支給が確定したものは、(1)死亡退職で支給される金額が被相続人の死亡後3年以内に確定したもの(2)生前に退職して、支給される金額が被相続人の死亡後3年以内に確定したものを言います。
3. Q 死亡退職金は、その金額が相続税の対象となる訳ではないと聞きますが、その非課税限度額は、どのように計算されますか。
- A 非課税限度額の計算は、「500万円×法定相続人の数」となります。法定相続人の数は、相続放棄者も含まれ、養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる時は1人、実子がいない時は2人までとなります。そして、相続税の課税対象は、すべての相続人が受け取った退職手当金等を合計した額が非課税限度額を超える部分及び相続人以外の人が受け取った退職手当金等の金額になります。
4. Q 弔慰金は、通常退職手当とは異なり、相続税の課税対象になることはないと思いますが、如何でしょうか。
- A 被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、死亡当時の普通給与の6ヶ月分相当額を弔慰金の限度額とし、被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、その死亡当時の普通給与の3年分に相当額を弔慰金の限度額となり、その限度額を超える部分の金額を死亡退職金とみなされ、課税対象とされます。



FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

8月放送は 8月 9日、23日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

8月 4日、18日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

吉田拓郎さんが病気の為、引退を決めました。そこで一句!!

「ナイーヴさ 暑中御見舞い 線香花火(字余り)」

♪イメージの詩 吉田拓郎

(老兵は死なずただ消え去るのみ＝マッカーサーの名言)

今日の一言

「甲子園はあくまで目標であって、目的ではない。それだけが目的なら、日々やっていることが意味をなさない。目的は野球を通じて色々なことを学び、人間的に成長すること」(佐賀北高野球部元監督 百崎敏克)

また、俳人の夏井いつきさんは「目標はあったほうがいい。でもそれはグリコのおまけのようなもの」俳句は人生を豊かにするために作っているのだから、賞を受けたとしてもそれはグリコのおまけ。キャラメルのおいしさを放り出したら本末転倒です。

九星占い (8月)

《一白水星》

気持ち散漫で集中力が欠けそうです。目先の事に捉われず足元を固めることに集中しましょう。

《二黒土星》

頼まれごとは、試されごとの精神で、面倒くさがらず、誠実に取り組む事で運氣UPに繋がります。

《三碧木星》

忙しい月となりそうです。仕事に熱中するあまり、疲れているのに気付かない状態にならない様に注意してください。

《四緑木星》

精力的に物事に取り組みましょう。滞っていた事も順調に動き出すでしょう。家族サービスが運氣UPに!

《五黄土星》

誠実さが信頼度を高めます。手八丁口八丁にならないように気を付けましょう。口は災いの元です。

《六白金星》

スケジュール管理が大切です。目標を立て、地道にこなすことで順調に進むでしょう。温泉などでリフレッシュを!

《七赤金星》

笑顔と周りの人に対して気遣いが必要です。目上の方の話をよく聞き対応することが運氣UPに!

《八白土星》

石橋を渡るような慎重さが必要です。物事の優先順位を間違わないようにしましょう。家族との和が運氣UPに!

《九紫火星》

運氣は上昇中ですが、短気と強引さが運氣を下げます。溫和を心がけてください。物事が上手に進みます。